

平成26年度

志木市立宗岡小学校

いじめ防止のための基本方針

平成26年5月30日

志木市立宗岡小学校

志木市立宗岡小学校いじめ防止のための基本方針

平成26年5月30日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)
上記の考え方のもと、本校は「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識にたち、全校の児童(生徒)が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止に対する5つの基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 豊かに体験的活動を通して温かい人間関係づくりを目指す。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な措置を速やかに講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、児童の些細な変化も見逃すことなく、適切な相談活動を行い、保護者との連携・支援・助言を組織的に行う。
- (5) 学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国、県及び市の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。(法第13条)。
- (2) 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組みの内容等について定める。
- (3) 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

3 いじめ根絶に向けた年間行事計画の策定(別紙)

4 いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

- (1) 学校は、管理職、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、養護教諭や必要に応じて該当する学年主任、学級担任や教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、等により構成されるいじめ防止等を実効的に取り組む校内組織(「いじめ防止対策委員会」)を設置する。(法第22条)。
また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を要請し、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、管理職以下、全教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携しながら、いじめを根絶させる中核となる役割を担う。

5 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、すべての児童を対象に様々な教育活

動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- (2) 学校は児童が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権を尊重する教育を推進する。
- (3) 学校は、児童一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気、規律を大切にしたい学級経営を目指す。
- (4) 学校は、いじめ防止、人権尊重に資する児童の自主的な企画及び運営を促進する。
- (5) 学校は、児童、保護者、及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

6 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的に子どもの様子や行動を観察し、また、教育相談を行い、「開かれた学校づくり」の中で、保護者と連携を図りながら、変化の把握に努める。
- (2) いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、各授業におけるアンケートや日記帳、作文による定期的な調査により早期発見に努める。
- (3) 児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

7 いじめの対処のための取組

いじめに係る情報を受けた場合、また、いじめを受けていると分かった場合は迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、以下の対応等により再発防止に努める。

- (1) いじめを行った子どもに対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。
- (2) 周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子ども等、傍観者は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる指導を行う。
- (3) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員及び養護教諭と連携を取りながら支援する。
- (4) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導と直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。

8 関係機関と連携した取組

いじめの要因は様々であることから、志木市立教育サポートセンター、子育て支援課、福祉課、児童相談所および警察等との情報共有と行動連携を継続的に行う。

9 重大事態への対処

- (1) 重大事態
 - ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 教育委員会又は学校による調査等
 - ① 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。

② 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。

③ 調査は必要に応じて、教育委員会に設置した志木市いじめ防止対策委員会が実施する。

④ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査報告書に添えるものとする。

(注) 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童やその保護者からの申し立てがあったときは適切に対応する。

(別紙) いじめ根絶に向けた年間行事計画

月	年間活動等
4月	<p>新入生に対するいじめ防止教育</p> <p>各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止対策基本方針取組策定</p> <p>児童理解研修会実施 月例生徒指導会議実施</p>
5月	<p>いじめ防止対策委員会「平成26年度学校基本方針」策定</p> <p>人権作文の取組</p> <p>月例生徒指導会議実施</p>
6月	<p>学校評議委員会において基本方針の協議</p> <p>第1回児童対象いじめアンケート実施</p> <p>月例生徒指導会議実施</p>
7月	<p>月例生徒指導会議実施</p> <p>「ネットモラル啓発及びネットいじめ防止」(高学年)</p> <p>「学校いじめ防止のための基本方針」1学期評価・改善検討</p>
8月	<p>いじめ防止及び早期発見・早期解決に係る研修会の実施</p> <p>道徳指導力改善に資する研修</p>
9月	<p>あいさつ運動の実施</p> <p>月例生徒指導会議実施</p>
10月	<p>第2回児童対象いじめアンケート実施</p> <p>月例生徒指導会議実施</p> <p>人権標語の取組</p>
11月	<p>月例生徒指導会議実施</p> <p>人権教育に係る集会指導の実施</p>
12月	<p>月例生徒指導会議実施</p> <p>「学校いじめ防止のための基本方針」2学期評価・改善検討</p>
1月	<p>第3回児童対象いじめアンケート実施</p> <p>月例生徒指導会議実施</p>
2月	<p>学校評議委員会において基本方針の意見交換</p> <p>月例生徒指導会議実施</p>
3月	<p>今年度の課題の検討及び新年度の取組の検討</p> <p>月例生徒指導会議実施</p>

【様式1】

〔志木市立宗岡小学校〕

いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

1 校内組織の名称

いじめ防止対策委員会

2 構成メンバー

職 名	氏 名
校長	津田 美奈
教頭	鈴木 和男
教諭（教務）	川上 拓治
教諭（生徒指導主任）	酒巻 宏始
教諭（教育相談）	池田 こずえ
養護教諭	三宅 詩帆
教諭（特別支援コーディネーター）	鈴木 乃里子

平成27年4月1日現在